

第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成9年3月、「みんなで支えあい、誰もが楽しく暮らせる しあわせ福祉都市」を基本理念とする『君津市障害者施策長期計画』を策定し、総合的かつ計画的に障害者施策を進めてきました。

また、社会福祉事業法等の「社会福祉法」への改正（平成 12 年）と「社会福祉基礎構造改革」の実施や平成 13 年の世界保健機関（WHO）での「国際生活機能分類（ICF）」の採択、「支援費制度」の開始（平成 15 年）、さらには「障害者自立支援法」の施行（平成 18 年4月）などの障害のある人の福祉等を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、平成 19 年3月に「すべての人の個性が輝くまちへ」を基本理念とする『君津市障害者基本計画』を策定し、様々な取り組みにより計画の推進に努めてきました。

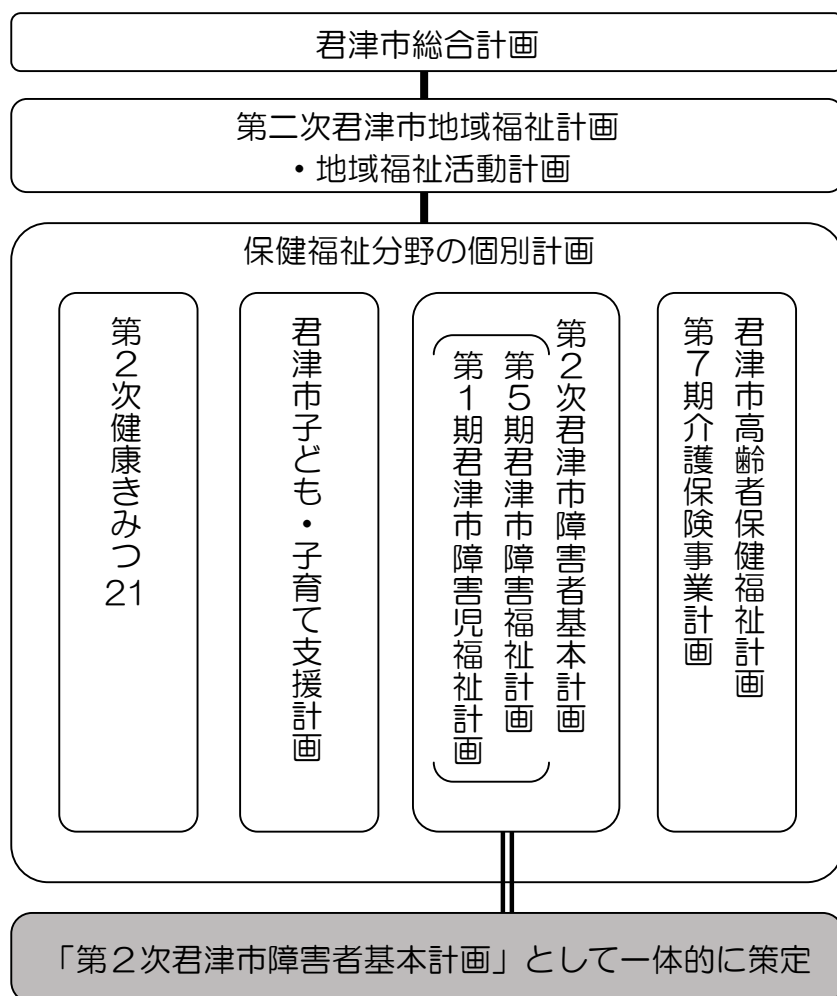
しかし、その後も、平成 24 年の「障害者虐待防止法（正式名称：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」の施行、同 25 年の「障害者総合支援法（正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」の改正施行、「障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」の制定及び同 28 年からの施行など、障害のある人を取り巻く環境やニーズの大きな変化が続いています。

『第2次君津市障害者基本計画』は、こうした近年における障害者福祉の法・制度変更や障害のある人のニーズへの対応など、すべての人が住み慣れた地域の中でその人らしく自立していきいきと生活していける社会の実現を目指して策定するものです。

2 計画の性格と位置づけ

- ◇ 本計画は、障害者基本法第 11 条第3項に基づく「市町村障害者計画」に当たるとともに、障害者総合支援法第 88 条に定める「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法第 33 条の 20 に定める「市町村障害児福祉計画」を併せて策定しています。
- ◇ 国の『第4次障害者基本計画』及び千葉県の『第6次千葉県障害者計画』、また、市政運営やまちづくりの基本的かつ総合的な指針となる『君津市総合計画』を踏まえ、各種計画等との整合・連携を図ります。
- ◇ 障害のある人のライフステージに立って、障害のある人への支援だけにとどまらず、市民全体の共通施策として福祉・保健・医療・教育・就労・まちづくり等、障害に係るあらゆる分野にわたる具体的な施策等の基本方向を定めた計画であり、同時に、市民や関係企業・各種団体などが効果的な活動を行うための指針となるものです。

◇ 第2次君津市障害者基本計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成30年度（2018年度）を初年度とする同32年度（2020年度）までの3年間とし、同32年度（2020年度）に計画の見直しを行います。以降も同様に3年間ごとの計画期間とし、障害者施策の見直しや課題等に対する的確に対応していきます。

ただし、今後の制度改革の動向や社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

年度(平成・西暦)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35 (2023)
君津市障害者基本計画	(第1次・平成19年度(2007年度)～)【前計画】						第2次【本計画】			第3次【次期計画】		
君津市障害福祉計画	第3期			第4期〔前計画〕			第5期〔本計画〕			第6期〔次期計画〕		
君津市障害児福祉計画							第1期〔本計画〕			第2期〔次期計画〕		